

# 市立病院の名称変更について

## 1 名称変更の背景

小田原市立病院は、昭和33年に現在地に開設し、昭和59年に全面改築して以来、小田原市をはじめ2市8町からなる県西二次保健医療圏の基幹病院として地域の医療を守る役割を担っている。

新病院においても、県西二次保健医療圏における公立病院及び基幹病院としての役割を果たせるよう、引き続き現在の役割の維持と機能の充実を図っていくほか、医療法に基づく5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患）・5事業※（救急医療、小児医療、周産期医療、災害時医療及び新興感染症対応）及び在宅医療への対応を図るため次の6つの機能を備えることとしており、県西地域の拠点病院として総合的に医療を提供する新病院の役割・機能が分かりやすい施設名称に変更する。

※ 医療法上は6事業であるが、へき地はないためへき地医療を除く5事業とする。

- (1) 医療連携、入退院支援等を担う地域医療連携部門等の充実と患者支援を強化するための患者サポートセンターを有する**地域医療支援病院**  
(平成21年10月承認)
- (2) 県西二次保健医療圏唯一の**救命救急センター**（三次救急医療機関）  
(平成21年4月開設)
- (3) 地域の中心となって質の高いがん治療を提供する**地域がん診療連携拠点病院**  
(平成18年8月指定)
- (4) 24時間体制で新生児や小児救急に対応する**小児医療の基幹病院**
- (5) ハイリスク分娩を含め24時間対応できる**地域周産期母子医療センター**  
(平成17年1月指定)

- (6) 災害発生時に速やかに診療機能の復帰と維持で傷病者等の受入可能な  
災害拠点病院 (平成10年3月指定)

## 2 変更の内容

新病院の開院に合わせて、病院事業の施設の名称を次のように変更する。

変 更 後	変 更 前
小田原市立総合医療センター	小田原市立病院

## 3 名称変更に係るスケジュール

- (1) 意見公募の実施

令和7年2月14日（金）から同年3月17日（月）まで

- (2) 条例の改正（令和7年度）

小田原市病院事業の設置等に関する条例ほか関係条例等の一部改正